

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	公 務 員				民 間		
	平均 年齢	職員数	平均 給料月額	平均給与 月額(A)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与 月額(B)
真岡市	49.6 歳	52 人	296,880 円	319,185 円	—	—	—
うち 学校給食員	56.7 歳	9 人	312,433 円	315,967 円	調理士	44.3 歳	259,800 円
うち 用務員	45.4 歳	22 人	278,177 円	295,172 円	用務員	53.9 歳	227,200 円
うち 清掃職員	43.3 歳	4 人	271,150 円	300,625 円	廃棄物処理業従業員	43.3 歳	299,800 円
うち 自動車運転手	52.4 歳	13 人	318,315 円	359,565 円	自家用乗用 自動車運転手	39.7 歳	333,200 円
うち 業務員	52.6 歳	4 人	320,825 円	345,827 円	—	—	—
栃木県	45.1 歳	519 人	325,714 円	370,962 円	—	—	—
国	48.8 歳	5193 人	287,094 円	—	—	—	—
類似団体	48.3 歳	67 人	292,657 円	317,883 円	—	—	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。このうち、上段は全ての手当（通勤手当、住居手当、管理職手当、時間外手当、特殊勤務手当、宿日直手当）込みのもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。なお、国家公務員においては時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当を含んだ平均給与月額が公表されていないことから、空欄としています。
- 3 民間データは、厚生労働省が公表している「賃金基本構造統計調査」による、栃木県内の平成16年から平成18年の3ヶ年平均の数値です。ただし、廃棄物処理業従業員及び用務員については、都道府県別の数値が公表されていないため、全国平均の数値を記載しています。
- 4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 職種ごとの年齢別職員数及び平均給与

	学校給食員		用務員		清掃職員		運転手		その他		平均	
	平均給与	人	平均給与	人	平均給与	人	平均給与	人	平均給与	人	平均給与	人
29歳以下	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0
30～34歳	—	0	233,666	3	—	0	—	0	—	0	233,666	3
35～39歳	—	0	251,000	4	253,700	2	—	0	—	0	251,900	6
40～44歳	—	0	270,025	4	*	1	277,966	3	—	0	271,650	8
45～49歳	—	0	287,350	4	—	0	*	1	*	1	287,383	6
50～54歳	298,900	3	298,200	2	*	1	326,633	3	*	1	310,900	10
55～59歳	319,200	6	317,800	5	—	0	339,133	6	339,950	2	327,310	19
60歳以上	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0

- (注) 1 平成19年4月1日現在の年齢で区分しています。
- 2 個人情報保護法の観点から、職員が1人の階層の平均給与は「*」で表示しています。

(3) その他、技能労務職の給与に関する事項

①給料表

行政職給料表（二）（５級制）適用し、国家公務員の行政職給料表（二）に準じたものとなっています。

また、職務の経験年数に応じた昇格基準を設けています。

②職員手当

- ・支給対象職員及び支給額等（平成２０年１月１日現在）

区 分	支給対象職員	支給額
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	・ 配偶者 13,000 円 ・ 配偶者以外の扶養親族 6,000 円 （ただし、扶養親族でない配偶者を有する場合の扶養親族のうち１人は 6,500 円、配偶者のいない職員の扶養親族のうち１人は 11,000 円） ・ 満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 1 人につき 5,000 円加算
住居手当	自ら居住する住宅を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員 または、世帯主で自己の所有する住宅を持つ職員	・ 借家、借間居住者 家賃の額に応じ、最高 27,000 円まで ・ 自宅居住者 取得後 5 年まで 2,500 円 その他 1,000 円
通勤手当	交通機関を利用し、または自動車等を使用して通勤する職員	・ 交通機関等利用者 運賃等に応じ、最高 55,000 円まで ・ 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額 3,300 円から 24,500 円
期末勤勉手当	基準日（６月１日・１２月１日）に在職している職員	期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.5 月分

- ・ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
清掃業務作業手当	清掃事業所に勤務し、現場で直接に収集、運搬、処分などに従事した職員	現場でのゴミの収集、運搬、処分など	日額 500 円
犬、猫死体処理作業手当	犬、猫死体処理作業に従事した職員	犬、猫の死体処理作業	日額 300 円

③昇給基準

毎年１月１日に、前１年間における勤務成績に応じて、４号給（５７歳を超える場合は２号給）を標準として昇給します。勤務成績の判定は、「真岡市職員の勤務評定規則」で定められた勤務評定を基に行ないます。

2 基本的な考え方

技能労務職については退職不補充としており、平成9年度以降は新規採用を行なっておらず、今後も採用の予定はありません。今後も、最小の経費で最大の効果を上げるという基本原則に則り、業務の民間委託、事務事業の見直しを推進していきます。

また、技能労務職員の給与については、国家公務員、県内自治体の技能労務職及び同種の民間企業従業員の給与水準との均衡を図り、適正な給与制度を維持していきます。

3 具体的な取組み内容

①既に実施済みの取組み

- ・技能労務職員に係る特殊勤務手当の10種類のうち8種類を廃止し、2種類について支給方法及び支給額を改正（平成11年4月）
- ・退職時特別昇給制度の廃止（平成16年12月）
- ・国家公務員に準拠した給与構造の見直しにより、給料表を1.2%引き下げ（平成18年4月）
- ・給与構造の見直しに併せて、57歳からの昇給幅を抑制（平成18年4月）
- ・給与水準の抑制を目的に、平成19年1月1日の昇給幅を1号削減（平成19年1月）

②今後の取組み

- ・平成21年1月1日から、昇給抑制年齢を一般行政職と同様の55歳に引き下げることを検討。
- ・新たな人事評価制度を導入し、昇給・昇格に際して勤務実績をよりの確に反映することとする。（平成19年度から試行中）

4 その他

民間委託の推進・事務事業の見直し

平成19年4月1日現在の技能労務職員の平均年齢は49.5歳であり、平成23年度末までに21人が定年退職を迎える予定ですが、技能労務職員については平成9年度以降の新規採用を行なっておらず、今後も退職不補充の方針を継続します。このことから、平成24年度には技能労務職員が31人（平成19年度比：△40.4%）となり、現在の技能労務職の業務を今後も維持していくことは困難ですので、市民サービスの向上と業務の効率化を図ることを前提に、民間委託の検討を推進していきます。また、民間委託の検討と並行して、事務事業の見直しを随時行うことで、業務の効率化を推進します。